

西蒲民商ニュース

2020年3月30日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

コロナウィルスで大変

国・市の制度融資、納

税猶予等の活用を!

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小業者の営業と生活に大きな打撃となっています。とりわけ、宿泊・飲食やサービス業、部品が入らない製造、建築業は大変になっています。今、国や自治体で融資や納税猶予などの制度が新設されています。

【新型コロナ融資制度】

○日本政策金融公庫

最近一ヶ月の売上が5%以上減少
融資額6千万円
設備20年以内、運転15年以内
すえおき5年

金利、当初3年間年1・36%が0・46

○新潟市経営支援特別融資

融資額3千万円
返済10年以内（据置2年）
金利、5年以内 信用保証付き 年1・5%
5年超 信用保証付き 年1・7%

【所得税や消費税等の納税緩和や猶予】

○新型コロナの影響で税金等の納付が困難

○損失を受けた場合、帳簿で確認するが聞き取りでもよい。

○納税猶予期間は一年だが事情によって延長する場合もある。

○財産などの差し押さえを受けている人も納税猶予に振り替える場合もある。

*相談は西蒲民商にお願いします。

【確定申告後の注意点】

◎収支内訳書について

1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。収支内訳書の提出は納税者の判断で行いましょう。

◎税務調査について

税務署は、確定申告後に税務調査や呼び出し、お尋ね等を行います。税務調査は、

- ①事前通知②調査の税目③調査年度
- ④調査理由など10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったらお近くの役員や民商に連絡しましょう。

商工新聞・会員の紹介 運動を広げよう

三月に入って、便利屋さん、農業、リフォーム業者が税金などの要求で相談に来て2人が入会しました。

是非知り合いの中小業者に「申告はお済ですか、民商はどうですか？」の一声かけましょう。



○今年は、コロナウィルス問題で4月16日まで確定申告が延長されました。所得税・消費税が済んでいない中小業者に一声かけましょう。